

「1997～2002年戦略計画」総合目標
(第6回締約国会議において採択)

総合目標 1

条約の加盟国を世界中に広げる。

総合目標 2

湿地の適正な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の適正な利用を達成する。

総合目標 3

世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める。

総合目標 4

湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関職員の能力向上を図る。

総合目標 5

すべての登録湿地の保全を確実なものとする。

総合目標 6

条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていない湿地タイプ、そして国境にまたがる湿地を登録する。

総合目標 7

他の条約や政府またはN G O機関と協力し、湿地の保全そして賢明な利用のための国際協力と財政支援を促進する。

総合目標 8

条約にとって必要となる制度上の仕組みと人的財政的資源を供給する。